

上田市ホームページ広告掲載要綱

平成19年10月12日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、上田市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）への広告の掲載について必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の基本原則)

第2条 市ホームページに掲載する広告はバナー広告（ウェブページに張る画像で、クリックすることで他のウェブサイトへのリンクをすることができるものによる広告をいう。）とし、次の事項を兼ね備えなければならない。

- (1) 広告の内容が社会的に信用度の高い情報であり、かつ、広告の表現は、それにふさわしい信頼性を持つものであること。
- (2) 市ホームページの行政広報媒体としての公共性、品位及び市民の信頼を損うおそれのないもので、市民に不利益が生じるおそれがないものであること。

(広告の掲載基準)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当する広告（広告主の指定するリンク先のホームページを含む。）を掲載しないものとする。

- (1) 政治性のあるもの
- (2) 宗教性のあるもの
- (3) 選挙に関するもの
- (4) 意見広告
- (5) 名刺広告
- (6) 社会的問題についての主義主張
- (7) 人権を侵害するおそれのあるもの
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項の規定に該当する営業に係るもの、又はこれに類似するもの
- (9) 青少年の健全育成に反するもの
- (10) 求人広告
- (11) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (12) 公序良俗に反するおそれがあるもの
- (13) 市が当該広告の内容を推奨しているように受け取られるおそれのある表現のもの
- (14) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に違反するもの
- (15) 前各号のほか、国、長野県、市等が制定した関係諸法規に違反するもの
- (16) 国、長野県、市から、広告主が営む業務に関して行政指導を受け、その改善が図られていない広告主の広告
- (17) その他市ホームページへの掲載が適当でないと市長が認めるもの

(広告の規格、掲載位置等)

第4条 広告の規格、掲載位置等は原則として次のとおりとする。

- (1) バナー画像のサイズは、縦150ピクセル、横150ピクセル、40KB以下を原則とする。
- (2) 形式はG I F（アニメーションG I Fは不可）、J P E G又はP N Gとする。
- (3) 掲載位置は、市ホームページのトップページを原則とする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間は、1ヶ月単位とする。

2 広告掲載期間中、市の都合によりホームページを閉鎖した場合、その閉鎖日数に合わせ掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は掲載期間の延長は行わない。

(広告掲載の申込み等)

第6条 広告主が広告掲載を申込み場合は、市が広告枠の契約を締結している事業者と広告主とが、内容、掲載時期、掲載データの作成、掲載料の支払等、当該広告の掲載に係る一切の手続を行うものとする。

(広告内容の修正、掲載の取消等)

第7条 市長は、広告の内容がこの要綱に違反していると認めるときは、当該広告の内容修正を求めることができる。

2 市長は、前項の内容修正がなされない場合は、掲載を取消することができる。

3 広告内容の修正及び取消により、広告主に損害が生じても、市は一切の責任を負わない。

(市の行う広報活動と広告主との関係)

第8条 市長は、広告主及び広告主の指示による者からの働きかけ等に応じて、広報活動上のいかなる便宜も図ってはならないものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。